

北九州市芸術文化施設条例 別表第2（第4条関係） （抜粋）

- 1 営利のための展示、即売会等を主たる目的とする使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するとき、25割に相当する額とする。
- 2 入場料等を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料の額の20割に相当する額とする。ただし、市外居住者が使用するとき、25割に相当する額とする。
- 3 2日以上継続して使用する場合においては、期間中の利用しない規定時間区分の使用料の額は、規定使用料の額の5割に相当する額とする。

○想定される営利活動（例）

- ・施設利用者が販売を伴う展示会や即売会等を実施するために利用する場合
- ・施設利用者が入場料を徴収するイベント等を行うために利用する場合
- ・ピアノやダンスの教室等（月会費や年会費等の支払を伴うもの）で練習会場として利用する場合